

日本歯科衛生学会規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、社団法人日本歯科衛生士会定款第40条の規定に基づきこれを定める。

(名称)

第2条 本学会は、日本歯科衛生学会 (The Japan Society for Dental Hygiene) という。

(目的)

第3条 日本歯科衛生学会 (以下「本学会」という。) は、歯科衛生の向上と実践に根ざした学術研究の振興に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学術大会の開催
- 二 学会雑誌の発行
- 三 歯科衛生の向上と実践に関する調査及び研究
- 四 専門部会の推進
- 五 その他本学会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第5条 本学会は、事務所を東京都新宿区大久保二丁目11番19号社団法人日本歯科衛生士会内に置く。

第2章 学会会員

(学会会員)

第6条 学会会員 (以下「学会員」という。) は、次のとおりとする。

- 一 第一会員 社団法人日本歯科衛生士会 (以下「日本歯科衛生士会」という。) 正会員
- 二 第二会員 第一会員以外の歯科衛生士及び歯科衛生士以外の個人会員
- 三 賛助会員 本学会の目的に賛同する企業・団体
- 四 学生会員 日本歯科衛生士会学生会員

(入会手続き及び学会会費)

第7条 前条各号における学会員の入会手続き及び会費等は、会員規程、会費規程及び学会運営細則に定める。

第3章 役員等

(役員)

第8条 本学会に次の役員を置く。

学会長 1名

学会理事 1～2名

2 学会長は、日本歯科衛生士会会長又は学会員の中から学会幹事会が推薦し、日本歯科衛生士会理事会において選任された者をもってあて、本学会を統括する。

3 学会理事は、日本歯科衛生士会理事をもってあて、学会事業を執行する。

(学会委員)

第9条 本学会に学会委員若干名を置く。

2 学会委員は、日本歯科衛生士会学会担当委員及び学会長が指名する学識委員をもって構成する。

(学会幹事)

第10条 学会長は、学会委員の中から学会幹事3名、学会幹事長1名及び学会副幹事長2名を指名する。

2 学会幹事は、学会委員の業務別に委員会を構成し、委員長として委員会の業務を統括する。委員長は、学会委員の中から必要に応じて副委員長を指名することができる。

3 委員会の名称及び任務は、別に定める。

(学術大会長)

第11条 学術大会に学術大会長（以下「大会長」という。）を置く。

2 大会長は、開催担当都道府県歯科衛生士会（以下「開催担当県会」という。）会長または開催担当県会長が学会員の中から推薦する者とし、学会運営協議会の議を経て、日本歯科衛生士会理事会において決定する。

3 大会長は、学術大会準備委員会を組織し、学術大会開催に伴う業務を執行する。

4 大会長の任期は、学術大会の任務が終了するまでとする。

(学会顧問)

第12条 本学会に学会顧問若干名を置くことができる。

2 学会顧問は、日本歯科衛生士会理事会の議を経て学会長が委嘱する。

3 学会顧問は、学会長の諮問に応え、会議に出席して意見を述べることができる。

4 学会顧問の任期は、その委嘱した学会長の任期とする。

第4章 会 議

(学会総会)

第13条 学会総会は、学会員をもって構成し、次の事項を審議し、出席者の過半数の賛成により議決する。

- 一 学会事業の計画及び収支予算
- 二 学会事業の報告及び収支決算
- 三 その他学会長が必要と認めた事項

2 学会総会は、学会長が招集し、年1回開催する。

3 学会総会議長は、大会長がこれにあたる。

(学会運営協議会)

第14条 本学会の円滑な運営を図るため、学会運営協議会を年1回以上開催し、次の事項を協議する。

- 一 学会総会の開催及び審議事項に関すること
- 二 学術大会開催担当県会及び大会長の選出に関すること
- 三 その他学会運営に必要なこと

2 学会運営協議会の構成は、次のとおりとし、学会長が招集する。

学会長

学会理事
学会幹事長、副幹事長及び学会幹事
大会長
次期大会長
その他学会長が必要と認めた者

3 学会運営協議会の議長は、学会長がこれにあたる。

(学会幹事会)

第15条 学会幹事会は、学会幹事により構成し、学会事業の企画運営及び業務の実施に関する事項を審議する。ただし、必要に応じて大会長又は次期大会長が出席することができる。

2 学会幹事会は、学会幹事長が招集する。

3 学会理事は、学会幹事会に出席し、審議事項について意見を述べ、日本歯科衛生士会理事会との連携・調整を図るものとする。

(学会委員会)

第16条 学会委員会は、学会委員により構成し、業務別に次の委員会を置く。各委員会の任務は、別に定める。

一 企画委員会

二 編集委員会

三 総務委員会（会計含む）

2 各委員会は、担当の学会幹事が招集する。

3 学会幹事長は、必要に応じて各委員会に出席し、意見を述べることができる。

第5章 学術大会

(開催)

第17条 本学会の学術大会は、毎年1回以上開催する。

2 学術大会の開催地及び開催担当県会は、学会運営協議会の議を経て、日本歯科衛生士会理事会において決定する。

(演題応募)

第18条 学術大会への演題応募資格は、原則として学会員とする。学会員以外の共同研究者については、別に定める。

2 演題応募要領は、別に定める。

(参加費)

第19条 学術大会の参加費は、別に定める。

第6章 学会雑誌の編集

(学会雑誌の編集)

第20条 学会雑誌の編集は、編集委員会が行う。

2 編集委員会に論文等の査読委員を置く。査読委員は、学会長が指名する学会委員及び学識委員により構成する。

(学会雑誌の投稿論文)

第21条 学会雑誌投稿論文の応募資格は、学会員とし、投稿規程は、別に定める。

第7章 雑 則

(会計)

第22条 学会事業の経費は、日本歯科衛生士会会費、学会会費、その他学会事業に伴う収入をもって充て、その収支予算、収支決算は、日本歯科衛生士会の正味財産増減計算書等において代議員会の議決を経るものとする。

2 学会事業に伴う会計処理は、日本歯科衛生士会定款規程に準じて行い、日本歯科衛生士会監事の監査を受けなければならない。

(学会事務職員)

第23条 学会事務を処理するため、日本歯科衛生士会事務局内に学会担当職員を置く。

(規則の変更)

第24条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

2 この規則の施行に伴う運営細則は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行に伴い、日本歯科衛生士会学術大会規則は、廃止する。

3 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、定款の変更が厚生労働大臣の認可のあった日（平成22年8月24日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。